



## ～ 助成金コラム ～

### 雇用調整助成金の「教育訓練」について

平素より当所の業務推進につきまして、格別のご理解を賜り厚く御礼申し上げます。今回は、雇用調整助成金で「教育訓練」を実施し雇用の維持を図る場合について説明します。

#### 1、雇用維持の方策として「教育訓練」の意義

景気の変動の影響により事業活動の縮小を余儀なくされている機会を活用し、普段できないような「教育訓練」を実施します。それにより、通常業務を見直す機会ができる等労働者の働く意欲の向上につながります。また、訓練内容を工夫することで景気回復後の事業展開を準備し、将来的によりメリットの大きい形で雇用維持を行うことができます。

#### 2、雇用調整助成金の対象となる「教育訓練」

- ① 本助成金の支給対象となる教育訓練は、職業に関する知識、技能または技術を習得させ、または向上させることを目的とする教育、訓練、講習等であって、所定労働日の所定労働時間内に実施されるものです。
- ② 「職業に関する」とは、現在就いている職業に直接関係するものに限らず、現在就いている職業に関連する周辺の技能、知識に関するものも含まれるほか、事業活動の縮小等に伴い配置転換する場合などに必要な訓練も含まれます。

#### 3、対象となる「教育訓練」の時間について

- ① 所定労働日の所定労働時間内で行われる全日または短時間の教育訓練が対象。
- ② 短時間訓練は、個人ごと及び日ごとに2時間以上で行われる必要があります。
- ③ 対象となる短時間の訓練時間は30分単位とし、30分に満たない時間は切り捨てます。

#### 4、対象とならない「教育訓練」には主に何があるのか？

- ① 労使間で締結した協定書に定める範囲を超える教育訓練は対象となりません。
- ② 商品知識研修など、通常の事業活動と区別がつかないものは対象となりません。
- ③ 日常会話程度の語学や話し方講座など、教養を目的とするものは対象となりません。
- ④ 接遇・マナー講習など、職業人として共通して必要になるものは対象となりません。
- ⑤ 海外で実施されるものは対象となりません。
- ⑥ 外国人技能実習生に対して実施するものは対象とはなりません。
- ⑦ 過去に実施した教育訓練を、同一の労働者に再度実施するものは対象となりません。
- ⑧ 自習や動画視聴など、講師が不在のまま行われるものは対象とはなりません。
- ⑨ 法令で講習の受講が義務付けられているものは対象となりません。

上記以外にも様々な要件がありますので厚生労働省のホームページで詳細を確認して下さい。また、予定している教育訓練の内容を事前に労働局「あいち雇用助成室」に相談してください。